

○五所川原地区消防事務組合火災予防条例（一部抜粋・令和２年４月１日施行）

第５章の３ 防火対象物の消防用設備等の状況の公表

（防火対象物の消防用設備等の状況の公表）

第４２条の４ 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令若しくはこれに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

２ 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

３ 第１項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続きは、規則で定める。

○五所川原地区消防事務組合火災予防条例施行規則（一部抜粋・令和２年４月１日施行）

（公表の対象となる防火対象物及び違反の内容）

第２４条の２ 条例第４２条の４第３項の規則で定める公表の対象となる防火対象物は、政令別表第１（１）項から（４）項まで、（５）項イ、（６）項、（９）項イ、（１６）項イ、（１６の２）項及び（１６の３）項に掲げる防火対象物で、法第１７条第１項の政令で定める技術上の基準又は同条第２項の規定に基づく条例で定める技術上の基準に従って屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならないもののうち、法第４条第１項に規定する立入検査においてこれらの消防用設備等が設置されていないと認められたものとする。

２ 条例第４２条の４第３項の規則で定める公表の対象となる違反の内容は、前項の防火対象物に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていないこととする。

（公表の手続）

第２４条の３ 条例第４２条の４第１項の公表は、前条第１項の立入検査の結果を通知した日から１４日を経過した日において、なお、当該立入検査の結果と同一の違反の内容が認められる場合に、当該違反が是正されたことを確認できるまでの間、五所川原地区消防事務組合ホームページへの掲載により行うものとする。

２ 前項に規定する方法により公表する事項は、次に掲げるものとする。

（１）前条第２項に規定する違反が認められた防火対象物の名称及び所在地

（２）前条第２項に規定する違反の内容（当該違反が認められた防火対象物の部分を含む。）

（３）その他消防長が必要と認める事項